

問い合わせ
保険年金課
保険担当 ☎38-2035
医療助成担当 ☎38-2037



国保・老健の 制度が変わります

10月1日

社会の少子高齢化が着実に進行していくのに伴って、医療費が膨らみ続けています。こうした現状に対応し、国民の安心の基盤である国民皆保険制度を堅持して将来にわたって持続可能なものとしていくために医療保険制度改革が審議されてきましたが、平成十八年六月、健康保険法等の改正が国会で成立しました。これに基づき、同十月一日から平成二十年春にかけて、国民健康保険をはじめとした医療保険や老人保健の制度が変わります。十月一日からの主な改正点は次の五点ですが、今回の特集でその概要についてお知らせします。

七十歳以上で一定以上の所得があるかたの一部負担金の割合が変わります。七十歳以上のかたが療養病床に入院する場合の負担が変わります。出産育児一時金が三十五万円に引き上げられます。人工透析患者の自己負担限度額が一部変わります。高額療養(医療)費の自己負担限度額が変わります。

七十歳以上で一定以上の 所得があるかたの 一部負担金の割合が 変わります

平成十八年十月一日から七十歳以上または老人保健対象者のかたで一定以上の所得があるかたは、医療機関窓口での医療費の一部負担金の割合が二割から三割に引き上げられます。

老人保健対象者で該当されるかたには、七月に送付しました受給者証にこの表示が記載されていますが、それ以外の七十歳以上の国保加入者で該当されるかたには、九月中に新しい高齢受給者証を送付しています。

一定以上の所得があるかたとは、市民税課税所得が百四十五万円以上ある七十歳以上または老人保健対象者が同一世帯にいるかたをいいます。

ただし、七十歳以上または老人保健対象者が二人以上いる世帯でこれらのかたの収入の合計が五百二十万円未満、

一人の場合は三百八十三万円未満であるときは、申請により一割の負担になります。また、国保加入の七十歳以上のかたの所得判定の場合、老人保健対象者とは、国保加入者に限ります。

出産育児一時金が 引き上げられます

被保険者が出産したときに支給される出産育児一時金は、十月

一日から、現行の三十万円が三十五万円に引き上げられます。



療養病床に 入院する場合の 負担が変わります

介護保険との均衡を図るため、これまで療養病床に入院する七十歳以上のかたは、食料費相当のみの負担でしたが、十月からは、食費(食材料費・調理代相当)および居住費(光熱水費相当)を負担していただくことになりました。入院医療の必要性の高い患者「人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者

人工透析を要する上位所得者の 自己負担限度額が変わります (70歳以上および老人保健対象者は除く)

これまで、高額の治療を長期間にわたって継続しなければならぬ特定の疾病の場合、一カ月の自己負担限度額は一万円までとされてきました。今回の改正で、十月から慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者世帯の基準総所得(六百万円以上)については、自己負担限度額が一万円から二万円に引き上げられます。

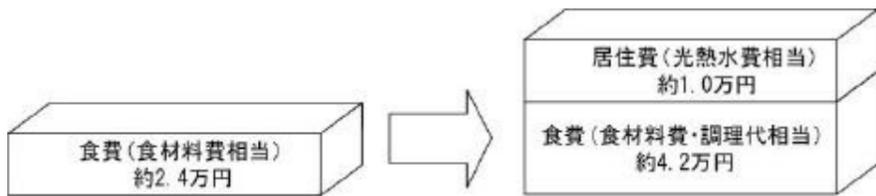
保険料の納付は口座振替を

日ごろ忙しいかた、また「うっかり忘れた」ということがないように、保険料の口座振替をお勧めします。一度手続きすると中止手続きをしない限り毎年継続されます。

市指定金融機関(市内の銀行・郵便局等)で取り扱います。預金通帳・銀行届出印・国民健康保険料納付書が必要です。銀行等にある「口座振替依頼書」に、必要事項を記入し、申し込んでください。

手続き後、口座振替開始まで時間がかかる場合があります。開始の時期は、保険担当から連絡します。

や脊髄損傷(四肢麻痺が見られる状態)、難病等の患者」については、従来どおりの食材料費相当のみの負担です。



平成18年9月末まで

平成18年10月から

所得の低いかたは負担が軽減されます。

低所得 (住民税非課税世帯)	30,000円
低所得 (年金受給額80万円以下等)	22,000円
低所得 (老齢福祉年金受給者)	10,000円